

大市総第136号

平成30年10月18日

大村市議会議長  
大村市議会議員  
大村市各行政委員会委員長 殿  
大村市監査委員  
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会臨時会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第188号

大村市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年10月18日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 平成30年10月26日(金) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場
- 3 付議事件
  - 第87号議案 平成30年度大村市一般会計補正予算(第5号)
  - 報告第22号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)

報告第22号

専決処分の報告について

市庁舎駐車場で発生した転倒事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年10月26日提出

大村市長 園田裕史

専決第19号


専 決 処 分 書

市庁舎駐車場で発生した転倒事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

大村市長 園田裕史

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額   | 62,040円   |
| 2 損害賠償の相手方 |  |